

六

金銀
金銀拾七兩之介卜。

徳吉 芳子

正金仔

德政可感

石令又接七高之說山德之百部之志
沙價財方以相納也式又三何方以
差也一也式請取才家夫之明白

文政五年より同十亥年迄六ヶ年分

六〇

合惣ノ金五拾七両三分ト

鑑老貫五百文

此金貳朱ト

鑑六百貳拾九文

右金五拾七両三分貳朱ト鑑六百貳拾九文者、

御貸附方江相納候哉、又者何方江

差遣し候哉、請取書夫々明白ニ

▼ 史料全体の末尾

文政五年より同十亥年迄六ヶ年分

六〇

合惣ノ金五十七両三分ト

鑑ノ貫五百文

此金二朱ト

鑑六二九文

右の金五十七両三分二朱と鑑六二九文は、御貸附方役所へ納めたのか、

またはどこかへ差し遣わしたのか、請取書それぞれ明白に